

代議員選挙実施内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認
平成 24 年 9 月 21 日理事会承認
平成 25 年 1 月 18 日理事会承認
平成 27 年 1 月 23 日理事会承認
平成 28 年 11 月 11 日理事会承認

(選挙の実施の決定及び公示)

1. 代議員選挙の実施時期は、理事会が決定する。
2. 代議員選挙管理委員会（以下、「委員会」という）は、前項の決定に関する会長からの通知に基づき選挙の実施に関する以下の事項に係る公示を行う。
 - 選挙区の定員
 - 代議員選挙候補者届出期間
 - 投票期間
 - その他

(候補者)

3. 正会員は、代議員選挙候補者届出期間内に、立候補届出書を委員会に提出して、自ら候補者となることができる。立候補届出書には、届出者氏名（自筆）、所属支部、所属機関、届出年月日を記載しなければならない。
4. 正会員は、代議員選挙候補者届出期間内に、候補者推薦届出書を委員会に提出することにより、被推薦者を候補者とすることができる。この場合、届出者と被推薦者は同一の支部に所属しなければならない。候補者推薦届出書には、届出者の氏名（自筆）、所属支部、所属機関、届出年月日、並びに、被推薦者の氏名（複数名連記可）、所属機関を記載しなければならない。本届出に際して、届出者は、予め被推薦者から推薦されることの同意を得るものとする
5. 委員会は、提出された届出書の内容を確認し、記載に誤りがある場合等、不適當な場合には、不受理とすることができる。この場合、届出者にその旨通知するものとする。

(候補者数が定員以下の場合)

6. 候補者数が定員以下の場合、委員会は、当該選挙区の候補者を当選とする。
7. 委員会からの通知を受けて、理事会は、代議員の定員を満たさない選挙区の代議員の不足する定員分について、選挙の実施を決定する。なお、当該選挙は1回限りとする。

(補欠の代議員の定員が満たない場合)

8. 代議員選挙の結果、当該選挙区の補欠の代議員の定員が満たない場合には、補充のための選挙は実施しない。

(投票の方法)

9. 代議員選挙の有権者は、選挙を公示した月の1日現在の正会員とする。

(候補者)

- 1 0. 正会員は、委員会があらかじめ郵送する投票用紙に記入して、委員会に送付することにより選挙権を行使するものとする。
- 1 1. 委員会は、投票用紙に所属支部選挙区ごとに候補者氏名を全て記載しなければならない。
- 1 2. 正会員は、所属する支部選挙区について、連記無記名式により投票するものとする。

(開票・集計)

- 1 3. 正式の投票用紙に、定員の50%以上、100%以下の者を連記したものを有効とする。
- 1 4. 所定の投票方法によらない投票は、無効とする。

(代議員が欠けた時)

- 1 5. 代議員が欠けた時には、当該代議員が選任された際の支部の補欠の代議員の中から代議員を選定するものとする。
- 1 6. 委員会は、退任した代議員の氏名、及び、新たに選定された代議員の氏名を公示しなければならない。

(在外会員の投票・集計)

- 1 7. 在外会員は、各支部選挙区からいずれか1つの選挙区を選び、連記無記名式により投票するものとする。
- 1 8. 在外会員による投票は選挙区毎に集計し、国内正会員による選挙区毎の投票数に加算する。
- 1 9. 選挙区毎に規定した定員以下の者を連記したものを有効とする。

附 則

- (1) この内規は、平成22年11月1日から施行する。
- (2) この内規の変更は、平成24年9月21日から施行する。
- (3) この内規の変更は、平成25年1月18日から施行する。
- (4) この内規の変更は、平成27年4月1日から施行する。
- (5) この内規の変更は、平成28年11月11日から施行する。